

事 務 連 絡
令和2年5月26日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
について（周知）

標記について、別添のとおり文部科学省高等教育局学生・留学生課及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、各文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課、各都道府県教育委員会専修学校主管課、各都道府県専修学校主管課、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課、日本語教育機関担当課宛てに通知されたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いします。